

平成 23 年 9 月 28 日

各 位

東京都台東区柳橋一丁目 4 番 4 号
リアルコム株式会社
代表取締役社長 谷本 肇
(コード番号: 3856 東証マザーズ)
問合せ先: 取締役執行役員 CFO 山本 融
(連絡先 03-5835-3180 (代表))

当社取締役へのストック・オプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 9 月 28 日開催の取締役会において、当社取締役に対するストック・オプション(新株予約権) (以下、「本ストック・オプション」という)を付与すること及びその募集事項の決定を当社取締役会に委任すること、並びに会社法 361 条の規定に従って、金銭でない報酬として当社取締役に対し割当てる当該新株予約権の内容の承認を求める議案を、平成 23 年 11 月 24 日開催の当社臨時株主総会に付議することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

なお、当該新株予約権の内容等につきましては、平成 23 年 11 月 24 日開催の当社臨時株主総会にて「リアルコム株式会社による WWB 株式会社（以下、「WWB」という）の株式交換による完全子会社化」、「定款の一部変更」、「取締役選任」が可決承認されたことを条件として、さらに当該株式交換効力発生日後の当社取締役会を経て正式に決定する予定です。

また、本ストック・オプションの発行は当社取締役への報酬として割当られるものであり、有利発行に該当いたしません。

記

1. 本ストック・オプションを付与する理由及び本スキームを採用した理由

本日開示しております「リアルコム株式会社による WWB 株式会社の株式交換による完全子会社化」においてお知らせしておりますとおり、本株式交換により WWB を完全子会社とし、当社と WWB は本株式交換によりグループ会社となり、あらたにリアルコムグループとして、再出発を図るものであります。当社と WWB との既存事業のさらなる発展及び新規事業でのシナジーで発揮することにより業績向上及び企業価値向上の達成への意欲や士気を高める目的で、社外取締役を除く、新たに選任予定の 3 名を加えた合計 6 名の当社取締役に対して、上限 1,617 個のストック・オプションとして新株予約権を割り当てるものであります。また、当社は別途、当社従業員、子会社従業員に対しても上限 1,617 個のストック・オプションとして新株予約権を付与することを予定しております。

当社は、当社が過去に当社取締役及び従業員に対して割り当てたストック・オプションとしての新株予約権等の権利を、当該取締役及び従業員が放棄することを条件として、本ストック・オプションを付与することといたします。

今回採用しております、ストック・オプションは、当社株価終値が行使期間中に予め設定された株価を上回った日以降に行使が可能となる（上方ノックイン）とともに、当社株価終値が行使期間中に予め設定された下限価格を下回った場合にはストック・オプションの権利が消滅する（下方ノックアウト）ものであります。これら条件を設定することで、当社取締役として、本株式交換後、株主価値を高めていくことへの強い決意を表明するものであります。

2. 新株予約権の発行要領

（１）新株予約権の割当対象者の人数

当社の社外取締役を除く取締役 6 名に割当てる。

（２）新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式 1,617 株とする。

各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は、1 株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（株式無償割り当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し（1 株未満の端数は切捨て）、新株予約権の目的である株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使および消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整し（1 株未満の端数は切捨て）、新株予約権の目的である株式の総数は、かかる調整後の付与株式数に当該時点で行使および消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

（３）発行する新株予約権の総数

1,617 個

（４）新株予約権と引き換えに払込む金額

上記臨時株主総会の委任に基づき募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、当該新株予約権と引き換えに払込む金額は無償（新株予約権と引き換えに金銭の払込を要しないもの）とする。

（５）新株予約権の割当日

WWB 株式会社との株式交換の効力発生日後において、当社取締役会で決定する。

（６）新株予約権の行使に際して出資される財産の額

各新株予約権の行使に際して出資されるべき財産の額は、各新株予約権の行使により交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の東京証券取引所における当社普通株式の各営業日の取引終値の平均値もしくは割当日の前日の終値が前月の平均値を上回った場合には割当日終値（いずれかの値を「基準価額」という）、に1.1を乗じた金額とし、1円未満は切り上げる。

なお、割当日後、当社が株式分割、株式併合又は時価を下回る価額による新株の発行もしくは自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使又は当社普通株式に転換できる証券の転換による当社普通株式の発行又は移転の場合を除く）、次の算式により1株当たりの行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。また、①時価を下回る価額をもって当社普通株式に転換できる証券（当社普通株式を対価とする取得請求権付株式及び取得条項付株式を含む）を発行するとき、②時価を下回る価額をもって当社普通株式の発行又は移転がなされる新株予約権又は新株予約権が付された証券を発行するとき、③合併、会社分割又は株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき、④上記の他、当社発行済株式数の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって行使価額の調整を必要とするときは、当社が適当と考える方法により、必要かつ合理的な範囲で行使価額の調整を行うことがある。

① 株式の分割又は併合を行う場合

$$\text{調整前行使価額} = \frac{\text{調整後行使価額}}{\text{分割・併合の比率}}$$

② 時価を下回る価額による新株の発行又は自己株式の処分を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記株式数において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

③ 上記のほか、割当日後、当社が行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

（7）新株予約権を行使することができる期間（行使期間）

各新株予約権割当日の1年後の応答日から2年後（割当日から3年後）の応答日までの期間

（8）新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の相続はすることができない。
- ② 各新株予約権の一部を行使することはできない。

③ 基準価額の71%を下方ロックアウトバリア価格とし、上記（7）の行使期間において下方ノ

ックアウトバリア価格以下となった場合は新株予約権にかかる全ての権利及び義務は消滅（ロックアウト）するものとする。

- ④ 基準価額の 2 倍の価格を上方ロックインバリア価格とし、上記（7）の行使期間において上方ロックインバリア価格以上となった日以降に新株予約権を行使することができる。

- ⑤ 用語について

（ア）基準価格

割当日の属する月の前月の東京証券取引所における当社普通株式の各営業日の取引終値の平均値もしくは割当日の前日の終値が前月の平均値を上回った場合には割当前日終値

（イ）行使価格

上記（ア）基準価格に 1.1 を乗じた価格。

（ウ）ロックアウトバリア価格

上記（ア）基準価格に 0.71 を乗じた価格とし、行使期間内に本ロックアウトバリア価格以下となった場合には、本新株予約権は消滅する。

（エ）ロックインバリア価格

上記（ア）基準価格に 2 を乗じた価格とし、行使期間内に本ロックインバリア価格以上となった日以降にのみ、本新株予約権を行使できる。

- ⑥ 上記（6）の行使価額の調整によりロックアウトバリア価格またはロックインバリア価格の調整が必要な場合は、合理的な範囲で調整できる。

（9）新株予約権の取得

当社は以下の各号の場合、新株予約権を無償で取得する。

- ① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画につき当社株主総会で承認（株主総会の承認が不要な場合には取締役会決議とする）がなされたとき。
- ② 新株予約権を有する者（以下、「新株予約権者」という）が当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員、顧問、嘱託その他これらに準じる地位のいずれも有しなくなったとき（但し、当社が新株予約権の行使につき相当と認め新株予約権者に通知した場合を除く）。
- ③ 新株予約権者が死亡したとき。
- ④ 新株予約権者が当該所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出たとき。
- ⑤ 新株予約権者が理由の如何を問わず当社又は当社の子会社と競合する事業を営む会社の役員又は従業員となったとき（但し、当社が新株予約権の行使を認めない旨を新株予約権者に当社所定の方法で通知することを要するものとする）。
- ⑥ 新株予約権者が権利行使に際し、法令もしくは社内規定又は当社と被割当者が締結する新株予約権割当契約の規定に違反したとき。

（10）新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。但し、譲渡により取

得する者が当社である場合には、取締役会は当該譲渡を承認したものとみなす。

(11) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

- ① 増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。
- ② 増加する資本準備金の額は、上記①の資本金当増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(12)

本書につき、疑義が生じた場合には、本新株予約権の発行・割当の趣旨に基づき当社取締役会にて協議し決定するものとする。

3. 本ストック・オプションの発行時期

当社取締役会において本ストック・オプションの募集の決定について決議されたことを条件として、平成 23 年 12 月末までに発行することを予定しております。

以上